

質 問 回 答 書

令和5年2月8日

No	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	-	-	-	各施設について、自動検針装置はついていますか。	ついています。
2	供給仕様書	3	3 その他	・各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kw)を教えてください。また、使用予定期間を教えてください。	今治市下水浄化センターが対象となります。 ○契約電力30 キロワット ○使用予定期間 予定はありません。今治市下水浄化センターの発電設備で故障があった場合に使用することがあります。 過去の実績：平成30年度に1回（31時間） 供給仕様書 3 その他 （12）
3	供給仕様書	2	3 その他	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか（力率割引を考慮する）	かまいません。 供給仕様書 3 その他 （1）
4	-	-	-	入札書に記載する日付は作成日でよいか。	入札日です。入札書の記載については、ホームページにある記載例を参考にしてください。
5	-	-	-	お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード可能）	お知らせのメール等が届き、請求書に必要事項が記載されていれば問題ありません。フォーマットをいただければ確認させていただきます。
6	-	-	-	ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。	供給先の施設に対して発行できれば問題ありません。
7	-	-	-	弊社の請求書は、原則、翌月10日迄にWebサイト上で開示、請求書受領後30日以内（翌々月15日迄）に振込となります。なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますか。（紙での請求書原本の到着はございません。）	日程については問題ありません。
8	-	-	-	供給契約開始日の直近6ヶ月間において建替・増築にかかる移転はございますか。また、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事のご予定はありますか。 ※直近6ヶ月 23年4月供給開始場合 → 対象：22年10月～23年3月 また、契約開始後に発生しました工事予定に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただく事をご承いただけますでしょうか？	建替・増築、引き込み位置の移設・変更等、工事の予定はありません。 契約開始後に発生した上記の内容の工事についてなら協議することは可能です。
9	-	-	-	開札結果について公開方法・範囲を教えてください。あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか	入札会場で落札者及び落札金額は公表します。結果については、翌日までにホームページで公表します。
10	-	-	-	応札から供給開始までの間に当該エリアを管轄する電力会社の料金改定および約款などの変更があった場合に応札額について協議を行う事は可能でしょうか？	協議することはできません。 2023年4月1日付けで当該エリアを管轄する電力会社が改定することを前提に金額を設定してください。
11	-	-	-	入札の仕様書および契約書にて当該エリアを管轄する電力会社の燃料費調整単価算出式を適用されている方が対象の質問となりますが、応札から供給開始までの間に当該エリアを管轄する電力会社の燃料費調整単価算出式が変更され、当該変更に伴い従量料金の変更または他の項目が新たに設けられる場合、応札額の変更協議に応じていただくことができますでしょうか。	協議することはできません。 2023年4月1日付けで当該エリアを管轄する電力会社が改定することを前提に金額を設定してください。

12	-	-	-	<p>【30分データの取得】</p> <p>電気利用者の利益保護の観点から、応札させていただき施設の30分値のご提供をお願いいたします。</p> <p>事前入札参加申請書類提出時に「30分値データ取得についての同意書」を同封させていただきますのでご捺印・ご提出の程、宜しくお願いいたします。</p> <p>当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の提供をいただくことが可能となります。</p> <p>なお、応札前に頂戴できましたらより精度の高い試算が可能となり、応札額に反映することが可能となりますが施設の秘匿性の観点から落札後のご提供でも問題ございません。</p>	参加資格申請書の提出があった業者には令和3年度のデータを提供します。
13	-	-	-	<p>・契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか（500kW以上の協議制契約の場合）</p> <p>また、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なる事になるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承下さい。</p>	契約電力の変更希望はありません。
14	-	-	-	<p>契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。</p>	30kw（自家発補給電力分）を超過した場合は了承します。
15	-	-	-	<p>契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と2022年1月～2022年12月の1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。</p>	<p>供給仕様書 別紙2～4に令和3年度の実績、令和5年度の見込（契約電力については2022年11月実績）がありますので確認してください。</p> <p>個別に2022年1月～2022年12月のデータを提供することはできません。</p>
16	-	-	-	<p>協議制（契約電力500kW以上のご契約）でのご契約につきまして、契約期間内にご契約電力（kW）の超過が見られた場合、弊社約款に従い協議上、契約電力をその最大値へ変更させていただき対応をさせていただきます。ご了承をいただけますでしょうか。</p>	<p>30kw（自家発補給電力分）を超過するまでは協議に応じません。30kwを超過した部分については変更協議に応じることができません。</p>
17					
18					
19					
20					
21					
22					